慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『政治的リベラリズム』と正統性
Sub Title	Political liberalism and legitimacy
Author	花形, 恵梨子(Hanagata, Eriko)
Publisher	慶應義塾大学倫理学研究会
Publication year	2020
Jtitle	エティカ (Ethica). Vol.13, (2020.) ,p.91- 119
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12362999-20200000-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『政治的リベラリズム』と正統性

花形恵梨子

はじめに

ロールズは、『政治的リベラリズム』(1993;ペーパーバック版 1996)において、「公正としての正義」を正義の政治的構想 political conception of justice として提出するとともに、「重なり合う合意 overlapping consensus」、「公共的理由 public reason」などの新しい概念を提出している。そして、『正義論』(1971)のリベラリズムは、包括的リベラリズム comprehensive liberalism であったため、そのことが著作全体に不整合をもたらしていたと振り返っている(PL、xlii)。そして、あらためて自らのリベラリズムを政治的リベラリズムと称する。さきの論文¹では、「秩序だった社会 wellordered society」の概念に注目しながら、新しく導入された概念にどのようなつながりがあるのかを概観し、ロールズが不整合にどのように対処し

ロールズの著作からの引用に際しては、以下の略号の後にページ数を記す。また、 訳出の際には邦訳を適宜参考にした。

PL: Political Liberalism, paperback edition, New York: Columbia University Press, 1996.

CP: Collected Papers, edited by Samuel Freeman, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1999.

R: Justice as Fairness: A Restatement, edited by Erin Kelly, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2001. (田中成明・亀本洋・平井亮輔訳『公正としての正義: 再説』岩波書店、2004年)

^{1 (}花形 2015)では『正義論』と『政治的リベラリズム』との連続性に注目しな がら『政治的リベラリズム』で加えられた変更について論じた。

たのかを検討した。

『政治的リベラリズム』以降も、ロールズが、依然として「公正としての正義」を最も理に適った正義構想として支持していることにかわりはない。だが、『政治的リベラリズム』においては、『正義論』とはまた異なる問題が扱われていることも指摘できる。それは、正義 justice よりも政治権力の正統性 legitimacy of political power に議論の焦点が移っていることである。

本論の目的は、『政治的リベラリズム』は政治権力の正統性を扱ってい るという点に注目しながら、それがいかなる問いに答えを与えようとして いる試みなのかを明確化することにある。本論は、三つの『政治的リベラ リズム』の解釈を検討することを通じてそれを行う。第一の解釈は、ロー ルズは、『正義論』に引き続き「公正としての正義」というリベラルな正 義構想の正当化を試みている。しかし、批判に応えて、正義構想を原初状 態によって正当化することを放棄し、代わりに立憲民主社会に実際に存在 する重なり合う合意によって正当化するようになったというものである。 本論ではこの解釈を退けて、『政治的リベラリズム』の課題は特定の正義 構想の正当化よりも政治権力の正統性に移ったことを示す。そして、その 中心には政治権力の公共的正当化の要求があることを指摘する。第二の解 釈は、理に適った観点から人々は、正の領域においては、基本的なリベラ ルな価値について一致できるのであり、それが、政治権力の公共的正当化 の基礎になりえるというというものである。だが、これには問題点がある ことを指摘する。第三の解釈は、ロールズは、リベラルな秩序だった社会 の整合性を問題にしているというものであり、それがどのような問題であ り、政治的リベラリズムはその問題にどのように答えようとしているのか を明らかにする。本論で支持したいのはこの第三の解釈である。そして、 第三の解釈は、第二の解釈で指摘された問題点を回避できることを示す。

1. 【第一の解釈】重なり合う合意によるリベラルな正義構想の正当化

はじめに、『正義論』から『政治的リベラリズム』への変遷についてしばしば見られる解釈を検討したい。それは、簡潔にいえば次のようなものである。ロールズは、『正義論』においては原初状態を通じて「公正としての正義」を普遍的な正義構想として正当化していた。しかし、批判を受けて『政治的リベラリズム』以降は、重なり合う合意という、社会に現存する複数の包括的教説の実際の合意に基づいて正当化する方法に代わった、というものである。

よく知られているとおり、『正義論』において、ロールズは「公正としての正義」をリベラルな正義構想として提出している。「公正としての正義」は、基本的自由の保障を優先したうえで、同時に、人々の間の社会的・経済的不平等の是正を求める正義構想である。そして、「公正としての正義」(およびそれに含まれる正義の二原理)は原初状態という思考実験において採択されることによって、どのような社会においても適用されるべき普遍的な正義原理として正当化される、というのが一般的に見られる解釈である²。

また、議論の前提としては、社会には多様な価値観を持った人々がいるということがおかれている。そのため、「公正としての正義」という正義構想の役割は、ある特定の価値観を人々に押し付けるのではなく、各人が多様な価値観を追及できるように、自由を保障し社会の枠組みを保持することにとどまるといえる。だが、これに対しては、結局は、リベラルという特定の価値観を優位に置き人々に押し付けているのではないか、という批判が向けられた。

² ただし、ロールズ自身は「公正としての正義」をどのような社会においても適 用されるべき普遍的な正義構想であるとは一度も明言していない。

そして、批判を受けて、『政治的リベラリズム』においては、次のような展開をはかったと評される。もはやロールズは、「公正としての正義」を、原初状態を通じて、唯一の正しい、どのような社会においても受け入れられるべき普遍的な正義構想として擁護する道を放棄した。そして、それが、立憲民主制の政治社会文化に根付いていることを認める。そのような社会において、たしかに、人々は多様な価値観を持っているとしても、最小限の合意事項としてリベラルな正義構想に関して一致できる。つまり、特定の政治文化を背景にしたうえで、実際の人々が価値について合意していることを重なり合う合意として³、それによって、「公正としての正義」は正当化される、という議論に代わったというのである。

だが、上記の解釈は適切ではない。というのも『政治的リベラリズム』以降も、「公正としての正義」を正当化するための主な方法は原初状態だからである⁴。原初状態にかわって、重なり合う合意によって、「公正としての正義」を正当化するという文言はみあたらない。とはいえ、上記のような解釈が見られる要因の一つは、『政治的リベラリズム』で扱われている問題が何であるかが分かりにくいことにある。『正義論』の課題は、「公正としての正義」という特定の正義構想を擁護することにあった。そして、上記の解釈は、『政治的リベラリズム』においてもそれは変わらないという理解に基づいている。しかし、しばしば指摘されるのは、『政治的リベ

³ この解釈では、重なり合う合意について次のように理解されている。異なる価値観の中身を互いに比べてみて、それらが実際に共有できる価値を探すことで重なり合う合意が成立しているとする理解である。だが、ロールズは、まずは、正義の政治的構想として正義構想が提示された後に、理に適った包括的教説がそれぞれの仕方で正義の政治的構想を支持していることを重なり合う合意としている(PL、389)。

⁴ たとえば、『公正としての正義: 再説』では、原初状態を通じて格差原理を含めた正義の二原理を擁護するという議論がかわらず展開されている(R, 80-134)。また、より正確にいえば、原初状態の根底にあるのは反照的均衡という方法論である。

ラリズム』では、その主題が政治権力の正統性に移っているということで ある。

2. 理に適った多元主義と政治権力の正統性

『正義論』の主題と『政治的リベラリズム』の主題が重ならないことは、 しばしば指摘されている。たとえば、エストランドは次のように述べてい る。

両著作は、別の主題を扱っているといっても過言ではない。一冊目は、主に正義を主題としている。二冊目は、主に政治的正統性を扱っており、それは基本的には『正義論』では無視されていたトピックである。正統性が要求すること(おおまかにいえば、強制的な政治権力の行使の許容性)は、正義が要求することと異なっている。そして、このようにトピックが変わっていることに注意が払われなければ、二冊目に特有な議論は、もともとの正義の理論を修正するためのものだと間違えられてしまう。(Estlund 2012, 43-44)

ここで述べられているように、『政治的リベラリズム』が扱っているのは、 政治権力の正統性⁵をめぐる問題、すなわち強制的な政治権力の行使の許 容性をめぐる問題だといえる。そして、より的確にいえば、理に適った多 元主義のもとでの、強制的な政治権力の行使の許容性の問題である。それ はどのような問題なのか。

『政治的リベラリズム』以降、強調されているのが、現代の民主的社会は、理に適った包括的教説が併存するという理に適った多元主義

⁵ ここでの正統性 legitimacy の定義はエストランドにならった。「*正統性*ということで、国家が命令を発し強制することの許容性、それが行われたプロセスによって許容されることを意味する」(Estlund 2009, 2)。

reasonable pluralism によって特徴づけられるということである⁶。社会には 両立不可能な異なる包括的教説が併存しているが、その多くはそれぞれが 理に適った包括的教説なのであり、それらの間の不一致は人々が偏ってい たり、不合理であることによってもたらされたのではなく各自が自由に理 性を行使した結果もたらされた、理に適った不一致だということである。

そこで、『政治的リベラリズム』で根底にある問題意識は次のようなものである。現代の民主的社会では理に適った多元主義が避けられないとするならば、どのような社会制度が望ましいかという問いも、そのような事態と両立可能なかたちで展開されなければならない。社会で人々が支持する理に適った包括的教説は多様であってもよいが、人々に課される法・社会制度は一つに定められなければならない。そして、法・社会制度は、政治権力を後ろ盾にして強制力をもって人々に課されることになる。だとすれば、一部の人しか支持していないような特定の包括的教説を根拠に政治権力を人々に課すことは、人々を自由で平等な人格として扱っていないことになる。というのも、当人が支持してない包括的教説を根拠にその人に強制的な政治権力を課すことは、その人を理由が示されるべき人格として尊重していないことになるからである。そのため、生じてくるのが、どのような場合に、理に適った多元主義のもとで、自由で平等な人々のあいだでの政治権力は正統なのかという問題である。

それに対してロールズが提示する答えが、リベラルな正統性の原理 liberal principle of legitimacy である。

これらの価値が合わさって次のようなリベラルな政治的理念を表すことになる。政治的権力は、統合体としての自由で平等な市民たちの強

⁶ ロールズは、理に適った合理的な人々の間であっても、「国家権力の圧政的な使用」(PL, 37) がない限りは、人々が包括的教説において一致することはないという。その説明のために、挙げられるのが「判断の負荷 burdens of judgment」である (PL, 57)。

制的な権力なのであるから、憲法の必須事項と正義の基本的な問題がかかわっている際には、そのような政治権力は、共通の人間理性に照らしてすべての市民が理に適って是認しうる仕方のみによって、行使されるべきである。(PL, 139-140; see also 137)

このように、ロールズは、理に適った多元主義のもとで、自由で平等な 人々のあいだで政治権力の行使が許容されるためには、それが課されるそ れぞれの人に対して 「理に適って是認しうる仕方」で行使されなければ ならないと考える。

以上のような議論を受けて、ロールズの政治的リベラリズムは、リベラリズムの次のような重要な特徴を指摘していると評される。それは、リベラリズムの中心には、政治的正統性の問題があるということ、そして、リベラリズムは、強制的な法・社会制度が正統であるためにはそれが課される人々に対して公共的に正当化可能でなければならないことを要求するという特徴である⁷。そして、法・社会制度が正統であるためには、その公共的正当化 public justification が要求されるとするリベラリズムは、政治的リベラリズム political liberalism、公共的正当化リベラリズム public justification liberalism、公共的理由リベラリズム public reason liberalism と称される⁸。そして、(Valllier 2018) は、強制的な政治権力の公共的正当化の

⁷ 例えばネーゲルはリベラリズムの問いには政治的正統性に関わる問いがあることを次のように指摘する「この問いはもっと大きな政治的正統性をめぐる問題、すなわち、次のような試みの歴史の一部である。強制的に課せられる政治・社会制度を、そのもとで生活しなければならない人々に対して、正当化する方法を明らかにしよう、そして、同時に、そのような正当化が可能であるならば、それらの政治・社会制度はどのようなものでなければならないかを明らかにしようという試みである」(Nagel 1987, 218)。

⁸ リベラリズムの中心には強制的な政治権力の行使の公共的正当化 public justification をめぐる問題があることを指摘してそのようなリベラリズムを支持している論者としては、ロールズの他には、(Larmore 1990; 1999)、(Gaus 1996;

要求の主張を次のような原理としてまとめている。

公共的正当化の原理:強制的な法 L が人々P に対して正当化されているのは、人々P のそれぞれの成員 i が L を是認する十分な理由 R_i がある場合であり、その場合に限られる。(Vallier 2018)

政治権力の行使(強制的な法・社会制度)が公共的に正当化されているということは、それが支持される十分な理由があるということだが、それだけではなく、各人に対する正当化が可能であること、つまり、それぞれの成員 i がそれを支持する十分な理由 R_i があることが求められているということである。

理に適った多元主義の社会において、これはどのようなことか。例えば、ある道徳的な教説が、正しい真なる包括的教説であったとする。この場合、この道徳的な包括的教説を根拠にして政治権力を行使するとすれば、真理に基づいて政治権力を行使することである。だが、それは、この道徳的教説を受け入れていない人に対する正当化にはなっていない。つまり、ある包括的教説が真であったとしても、そのことは、政治権力の行使を正当化するための十分な理由ではないのである。人々全員が同一の包括的教説を支持するのであれば、それを根拠に政治権力を行使することが許されることになる。だが、理に適った多元主義は、「国家権力の圧制的な使用」(PL、37)でもない限り、人々が同一の包括的教説を支持することはありえないとする。そのような中で政治権力の行使の許容性について問うのである。そこで、公共的正当化リベラリズムは、社会のそれぞれの成員に対する正当化が重視されるかたちで政治権力が行使されることを要求する。政治権力の行使の理由・根拠が、それぞれの成員に対する正当化可能性とは独立に正しい理由・根拠が、それぞれの成員に対する正当化可能性と

²⁰⁰³⁾などがいる。

の根拠が受容可能かを問題にするのである。つまり、各成員に拒否権を与 えるのである。このような公共的正当化リベラリズムの要点についてエス トランドは次のように述べている。

政治的リベラリズムは政治的な正当化の領域において、大胆な哲学的 寛容の原理を主張する。政治的な正当化において用いられる道徳的・哲学的な原理や教説は真である必要はない。さらに言えば、真なる教 説でさえも、その教説が、正義に適った開かれた社会において存続するだろうさまざまな理に適った道徳的・哲学的な見解と矛盾することなく理に適った市民全員にとって受容可能であるのではない限りは、容認できない。[……] この原理の根底にあるのは、次のような道徳的な考えである。何人も、その人の理に適った道徳的・哲学的確信(それが真であれ、偽であれ、または、正しいものであれ、間違ったものであれ)を侵害することがないような十分な理由が与えられない限り、法的なルールや取り決めを遵守するように正統に強制されえないという考えである。[……] ある教説が、その教説と衝突するような理に適った道徳的・宗教的・哲学的な見解を良心的に支持している市民がいるにもかかわらず、政治的な正当化の一部をなすことができると考えるのはある種の不寛容である。(Estlund 2009, 43-44)。

公共的正当化の要求の背後にある考えは、それぞれの異なる理に適った包括的教説が尊重されるかたちで、政治権力は行使されなければならないというものである。それぞれの理に適った観点(理に適った包括的教説を支持しているひとのそれぞれの観点)に、拒否権が与えられ、各々が受け入れることのできない理由によって強制的な政治権力は課されてはならない

⁹ ただしエストランドは、ロールズの政治的リベラリズムの解釈を提示するというよりは、もっと一般的に民主主義社会における正統性の問題を扱っている。 他にも(Estlund 2012, 253)を参照。

のである。

そこで、それぞれの理に適った包括的教説を尊重し、それぞれの理に適った包括的教説が受け入れ可能な仕方で公共的正当化を可能にしてくれるのが、公共的理由 public reason である。そして、その公共的理由を与えてくれるのが、人々が共通に支持することができるような政治的な正義構想である。正統性の問題を中心にした政治的リベラリズムの解釈は、この公共的正当化の基礎となる共通の正義構想をどのようなものとして理解するのかをめぐって異なってくる。また、政治的リベラリズムでは、何らかのかたちでの理想化がなされた、理に適った reasonable 包括的教説のあいだの不一致を問題にするのであるが、理に適っていること reasonablenessを、どのように理解するのかに関しても見解の相違がある。

3.【第二の解釈】政治権力の正統性:理に適った観点から、 正の領域においては基本的なリベラルな価値について 一致できるという解釈

公共的正当化リベラリズム・政治的リベラリズムは、政治権力の行使はそれが課される各人に対して正当化可能でなければならないとする。その時に、政治権力を正当化する根拠(公共的理由、正当化の基礎になる理由 justificatory reason)を与えてくれるのが、人々が共有できる政治的な正義構想であるが、それはどのような価値によって構成されているのか。本節で検討したい解釈では次のように考える。理に適った多元主義の社会において、たしかに人々は包括的教説に関して一致することはできないかもしれない。だが、正(正義)の領域/善(善の構想)の領域という区別を設けたうえで、正の領域に限定すれば、人々が一致して支持できる価値があるはずであり、政治的な正義構想は、そのような共通の価値によって構成される。そして、そのような政治的な正義構想を根拠に政治権力の公共的正当化がなされるのであれば、異なる善の構想に対して中立的であるこ

とができる10。ただ、この時に現実の人々を問題にするのであれば、あま りに現実の人々の価値観や考えは多様すぎて、人々が一致できる正義構想 はありそうにもにない。また、実際の人々は非合理的だったり、偏見に満 ちていたりする。このような人々も考慮に入れるならば、このような人々 にも拒否権を与えることになる。そこで、公共的正当化の要求を満たすべ きだという公共的理由リベラリズムの議論を推し進めるには、何らかのか たちでの「理想化」が必要になってくる。そのために、実際の人々にとっ て、正義構想が受容可能かどうかを問題にするのではなく、何らかのかた ちで理想化された人々、「理に適った」観点から受容可能かどうかを問題 にするのである。そのうえで、例えば、ガウスは、理想化された観点から 受容可能か否かを問うた場合、古典的自由主義が支持するような正義構想、 すなわちもっとも基本的な市民的自由と広範な私有財産権を支持するよう な正義原理については一致できるだろうという(Gaus 2010, 272)11。すると、 古典的自由主義的な正義構想を公共的正当化の基礎とすることによって、 あらゆる理に適った観点を尊重した仕方で政治権力の行使を正当化するこ とができることになるというのである。しかし、以上のような解釈には次 のような二点の問題点がある。

第一に、まずは「理に適っていること」と政治的構想のあいだの関係 に関してである。この解釈によるならば、公共的正当化の基礎となるべき なのは、あらゆる理に適った観点から支持できる正義構構想である。そし て、どのように理に適っていることの基準を定めるかに応じて、正義構想

¹⁰ 異なる善の構想に対して中立的であるべきとするのではなく、善の構想のあいだに優劣を認め、人々の善き生を促進するために、特定の善の構想を根拠に政治権力を行使することは正統であるとするリベラリズムは、卓越主義的リベラリズムである。

¹¹ ガウスは、再分配を支持するような正義構想について一致できることも排除していないが、再分配を伴うような立場はより強い強制力を伴うので、古典的自由主義的な立場の方が受け入れられやすいと主張している(Gaus 2010, 271-273)。

が定まることになる。そのため、どのように理にかなっている観点と、そうではない観点を区別するかが重要になってくる。しかし、その区別をどのように設けるかは難しい問題である。例えば、ラーモアは理に適っていることを次にようにしている。「誠実に思考し会話すること、そして、一般的な理性の能力を最善のかたちで適用すること」(Larmore 1990, 340)。また、エストランドは、理に関っていることの細かい定義には踏み込まず「適格な観点 qualified points of view」という言い方にとどめている(Estlund 2009, 63–64)。また、ガウスは上記で言及した論文では、公共的正当化が向けられる人々は、実際の人々ではなく理想化された人々だとしたうえで、「どのように P [公共的正当化が向けられる人々] を規定するか(成員は全員とも、理に適っている reasonable とすべきか、完全に理性的 fully rational であるとすべきかなど)という重要な問題はそのままにしておく」としている(Gaus 2010, 245)。

第二に、正義の領域に関しては、一致できる価値があるのであり理に適った不一致は避けられるということに対する疑念である。この解釈では、正の領域に限るのであれば、異なる理に適った包括的教説のあいだであっても一致できる価値があると考える。しかし、善の構想の理に適った多元性が避けられないのと同様に、正の領域に関しても理に適った不一致があることは避けられないのではという問題がある。そして、もし正の領域に関しても理に適った不一致が避けられないのであれば、なぜ善の領域の価値が政治権力の行使の根拠となってはならないのかについて、その非対称性を説明が必要になってくるのではないか、という批判がある12。実際、社会を見ても人々の正義に関する見解はさまざまである。そこで、正の領域の理に適った多元性が避けられないのであれば、結局、政治権力の行使の公共的正当化を可能にするような共通の正義構想は見出されないのでは

¹² 善の領域における理に適った不一致が避けられないのと同様に、正義の領域に も理に適った不一致があることをめぐる問題については(Quong 2011, Chapter 7) が扱っている。

ないかという批判がある。

このように、理に適った観点から見て、正の領域においては、最低限の基本的な自由などの価値については合意できる(共有できる)から、そのような正義構想が公共的理由になりえるという解釈に対しては、批判がある。また、この解釈は、強制的な政治権力の行使が正統であるためには何が必要とされるのかという問題について重要な点を指摘しているのかもしれないが、ロールズの『政治的リベラリズム』における議論とは異なる。よりロールズの議論に沿う形で政治的リベラリズムの問題を検討したい。

4. 【第三の解釈】政治権力の正統性: リベラルな秩序だった社会の整合性をめぐる問い

4-1. リベラルな秩序だった社会の整合性をめぐる問い

前節の解釈で扱われている問題は、現実の社会において、多様な理に 適った包括的教説が併存する中でどのような条件が満たされたら、政治権 力は正統だといえるのかというものである。そして、このような問題を扱 う際に、「理想化」がなされている。政治権力の行使を許容するにあたっ てどのような理由が道徳的に適切な理由であるかをふるいにかけるために、 実際の人々が受容できるかではなく理想化された理に適った観点から受容 できるかを問題にしている。このようにある点において理想化された「理 に適っていること」の基準が導入されているのは、不合理であったり、偏 見にみちた観点を排除するためである。そして、理想化がなされていると はいえ、前節の解釈では、現実の社会で政治権力が正統であるための条件 について論じていた。

このような解釈に対して本節の解釈はロールズは、そもそも理想理論 ideal theory の枠内で議論を展開しているということに目を向ける。『正義論』の議論もそうであったが、「秩序だった社会 well-ordered society」という理想化された社会を描き、そのような社会における公共的な正義構想と

してふさわしい正義構想が追及されていた。理想化された「秩序だった社会」は、理想状態であり、現実の社会とは異なるかもしれない。だが、ロールズは、まず、理想理論の枠内において理想化された社会にふさわしい正義構想が明らかになれば、非理想状態のための正義構想についても示唆を得ることができると考える。

秩序だった社会とは、次のような特徴を備えている社会である。① 人々が全員同じ公共的な正義構想(正義原理)を受け入れており、そのこ とを互いに知っている、②基礎構造(主要な政治・社会制度)が、これら の正義原理によって統制されていることを人々が知っている。 ③人々には 正義感覚が備わっており、だいたいにおいて正義構想に従う13 (PL、35)。 また、前提とされているのは、人々は民主的政治文化を共有しているとい うことである。そのため、基本的な考え fundamental ideas として、「協働 の公正なシステムとしての社会 society as a fair system of cooperation」、「自 由で平等な人格 free and equal persons」などを共有している¹⁴。つまり、 人々は、明確に自覚しているかたちではないかもしないが、自由、平等、 公正などの価値を抽象的なレベルにおいては共有しているということであ る。加えて、人々は、自由で平等な市民であるとされ、二つの道徳的能力 を有しているとされる。一つは、自らの善の構想を定め、必要とあれば改 訂し、追及するための善の構想の能力である。もう一つは、他の人々と公 正な条件のもと社会的協働を営むための正義構想の能力である。以上の二 つの能力によって、市民は合理的かつ理に適っている rational and reasonable とされる。このような人々は、自らの善の構想を合理的に追及 するだけではなく、他の市民と、互いに理に適って受け入れることができ る公正な条件のもと、ともに社会的協働をしたいと思っているような人々 である。

¹³ 三つ目の特徴は、『正義論』では見られなかったが『政治的リベラリズム』以降に付け加えられた特徴である。

^{14 「}秩序だった社会」も基本的な考えの一つとして位置づけられている。

このように、ロールズは、自由で平等であり、合理的かつ理に適っている人々のあいだの秩序だった社会にふさわしい公共的な正義構想を問題にしている。そのうえで、『政治的リベラリズム』で問われているのは、では、秩序だった社会が公共的なリベラルな正義構想によって統制されるとして、そのような、社会は果たして可能であり、安定して存続することができるのかというものである。ロールズ自身が述べているように「どのようにして理に適って正義に適っており、秩序だった民主的な社会が可能なのか」(PL, lx)という問いである。ドレーベンは『政治的リベラリズム』での取り組みについて次のように指摘している。

過去二十年間にわたってロールズが主にしてきたことは、きわめて複雑なある種の概念分析を行うということである。すなわち、ロールズはこのような問題を追及してきたのである。リベラルな立憲民主主義という概念は、はたして内的な整合性があるのかという問いである。リベラルな立憲民主主義という考えは、概念的にそして論理的に、理念とすることが可能であるのかという問いであり、それをいかに実現するのかという問いではないのである。(Dreben 2003, 322)

問題にされているのは、「リベラルな秩序だった社会」という理想化された社会を描いたうえで、それが整合的な概念なのか、ということである。これは、ロールズ自身が支持する「公正としての正義」という正義構想を擁護するというよりも、もっと一般的な観点から、そもそもリベラルな秩序だった社会とは可能なのかという問いである。そして、この問いについては、正統性をめぐる議論を踏まえるとさらに次のように理解できる。

リベラルな秩序だった社会とは、公共的なリベラルな正義構想によって統制されている社会である。そのため、基本的自由が保障されているもとで人々が自由に理性を行使し、理に適った包括的教説が併存している社会でもある。ロールズは、理に適った多元主義というのは、リベラルな社

会だからこそ生じる、避けられない「一般的な事実 general fact」(PL, 36)だということを強調する。そして、リベラルな社会では同時に、その社会制度が正統であるといえるためには、リベラルな正統性の原理が満たされる必要があるというのが公共的理由のリベラリズムの主張であった。この時、リベラルな正統性の原理が要求するのは、それぞれの理に適った観点が受け入れることができるかたちで、共通の公共的理由によって政治権力の公共的正当化が行われることである。そして、ロールズの問題の文脈においては、その公共的正当化が向けられる人々は、抽象的なリベラルな価値をすでに共有している人々ではあるのだが、そのような人々に対して政治権力の公共的正当化は可能なのか、そしてそれが可能であるとしてそれはどのような構造をとり、どのように行われ得るのか、ということが問われている。

ここで、出てくる疑問は、ロールズの問題設定において政治権力の公共的正当化が向けられる人々は、そもそも民主的社会の公共的政治文化における基本的な考えを共有し、自由、平等、公正などの価値を共有している人々であるのであれば、何が問題なのかということである¹⁵。前節の第二の解釈が行っていたことは次のように理解できる。理に適った観点が、善の領域においては一致できなくとも、正の領域において限定すれば基本的な自由の価値などは共有できることを示し、それらの価値を根拠にすれば、政治権力の行使は公共的に正当化可能であることを示すことである。だが、本節の解釈においては、すでに抽象的なレベルではあっても自由、

¹⁵ クォン(Quong 2011, 5-6)は、ロールズの政治治的リベラリズムが行っていることについて、そもそもリベラリズムを受けいれていない人々に対してリベラリズムを正当化するのではなく、すでに自由、平等などの価値を受け入れている人々のあいだの政治権力の公共的正当化が問題になっていることを指摘する。クォンはロールズの政治的リベラリズムだけを扱っているのではなく、政治的リベラリズム一般の試みについて議論しているのであるが、本論文の解釈は、この指摘に示唆を受けた。

平等、公正などを共有している人々が問題になっているのであれば、一見、あまり意味あることが述べられているようには思われない。だが、それに対していえることは、自由、平等、公正などの価値を共有できるかどうかが問題になっているのではなく、政治権力の公共的正当化の基礎となりうるためには、正義構想は政治的領域にとどまれば、それで十分だということを主張することが主眼となっているということである。自由、平等、公正などの価値は、政治的な価値のレベルで共有できていればいいのであって、包括的教説をめぐる議論にまで立ち入る必要はないということが主張されているのである。

『政治的リベラリズム』以降重要であるのが、政治的構想/包括的教説 の区別である。この区別は、正 the right (正義 justice) /善 the good の区 別と同一視されることもあるが、正/善の区別とは異なる。ロールズは政 治的な善についても言及しており、政治的な構想の中に正と善、両方の価 値が含まれているといえる¹⁶。包括的教説とは、人々の生活全ての領域に わたって諸価値を体系的に秩序づけてくれるような教説である。またそれ らの価値に関する認識論的および形而上学的な主張も含め一つの全体的な 理論として提示されているような教説であるといえる。例としては、シジ ウィックやベンサムの功利主義、ロスの義務論やカントの道徳哲学などが 挙げられる。また、宗教的な教説も多くの場合包括的である。したがって、 自由を擁護する立場を広い意味でのリベラルであるとするならば、リベラ ルという共通点はあったとしても、功利主義的なリベラルな教説、カント 的なリベラルな教説、宗教的な教説に基づいたリベラルな教説などがある。 すると、政治的構想と包括的教説の違いを踏まえるならば、人々が抽象的 なレベルにおいては、自由・平等などの価値を共有していたとしても、包 括的教説が異なれば次のような不一致がありえる。①自由・平等などの価

¹⁶ 例えば、政治的構想に含まれる善の例としては基本財が挙げられる。基本財は、 市民が追求している合理的な善であり、それは正義の政治的構想の一部となり 社会制度の根拠となりえるとロールズは説明している(R,141)。

値がどのように正当化されるのか、その根拠づけをめぐる不一致、そして、 ②自由・平等などの価値が、教説におけるほかの価値とどのように関連づ けられるのか、という不一致である。

『政治的リベラリズム』において、ロールズが問題にしているのは政治権力の行使(強制的な法・社会制度)の正当化の問題であった。なぜ、ある強制的な法制度を人々に課すことが許されるのかということを考えた時に、それが正しい根拠に基づくからだというのは、ひとつのもっともな考えである¹⁷。自由や権利などの価値に訴える場合にもその価値を包括的教説に根付かせたうえで、完全な真理 the whole truth としてそれらの価値に訴えるということは自然な主張である。

上記のような主張に対して、政治的リベラリズムの主張は、政治的権力・社会制度の正当化の際には、完全な真理としてのとして価値に訴えることは、包括的教説をめぐる主張にまで踏み込ことになるが、そのように踏み込むことはなくとも、公共的正当化の基礎となるには十分だということである。むしろ、ロールズは、政治権力の公共的正当化がなされるためには、その根拠となる公共的理由を提供する正義構想は、政治的な領域で完結し、それを超え出るものであってはならないと述べている。政治的リベラリズムは、政治的な領域にとどまることを要請するのである。

政治的リベラリズムは、政治的なカテゴリーに分類される考えである。 政治的リベラリズムは、完全に政治的な領域の中でおさまるのであり、 政治的な領域を超え出たものには依拠しない。もっとよく見かける政 治哲学の見解とは次のようなものである。その概念、原理、理念やそ の他の要素が、(宗教的・形而上学的・道徳的な)包括的教説から導 き出されるものとして提示されているようなものである。たいして、 政治的リベラリズムにおいて理解されている政治哲学は、独立してい

¹⁷ 公共的理由と真理については(Cohen, 2009)で論じられている。

ると見なされているような正・正義の政治的構想からおもに成り立っている。(PL, 374)

政治的リベラリズムは、独立した見解としての正義の政治的構想を目指すのである。政治的構想それ自体に含意されていることを超えて、いかなる特定の形而上学的・認識論的教説をも提供することはない。(PL, 10)

では、政治的な領域で完結する正義構想とはどのようなものか。ロールズは、『正義論』で支持されていた「公正としての正義」は、「リベラルな包括的教説 comprehensive liberal doctrine」(CP, 614)として提示されていたという。そして、ロールズは、そのような特定の包括的教説に根付いたリベラルな正義構想は、秩序だった社会のすべての人がそれを支持することはありえないため、公共的正当化の基礎とはなりえないと考える¹⁸。たいして、政治的な正義構想は、次の三つの特徴を備えている(PL, 11-14, 175)。①正義の政治的構想は、政治的な領域という特定の主題、すなわち、社会の政治的・社会的・経済的制度という主題を扱うためのものである。②正義の政治的構想は、いかなる宗教的・哲学的・道徳的包括的教説も前提せずに、それらから独立して提示することができる。③正義の政治的構想の内容は、「民主的社会の公共的政治的文化に内包されている直観的で基本的な考え fundamental ideas」から定式化されている。

これらの特徴について順番に見ていく。①まず、政治的な領域は、道 徳的価値を扱う領域の一部ではあるのだが、社会の基礎構造のみを対象に

¹⁸ ロールズが、正義構想として「公正としての正義」が最も理に適っていると考えていることに変わりはない。けれども、リベラルな正統性の原理を満たすための公共的理由を提供し得る正義の政治的構想としては、一連の複数のリベラルな正義構想が考えられており、必ずしも「公正としての正義」ではなくてもよいと考えている(PL、xlviii-xlix; CP、581-582)。

している。②そして、重要なのが、政治的な正義構想は、いかなる包括的 教説にも依存することなく、あらゆる包括的教説から独立に提示すること ができるということである。③そして、あらゆる包括的教説から独立に正 義構想を提示するために、市民たちが目を向けるのが、公共的政治文化に 内包されていて人々が共有している「協働の公正なシステムとしての社 会」、「自由で平等な人格」などの基本的な考えである。

人々は、公共的政治文化の中で、価値判断を含意している考えを共有 している。つまり、人々は、自由、平等、公正などの価値を含んでいる考 えを共有してはいる¹⁹。だが、それは、抽象的なレベルにとどまっている。 そのため、自由や平等という価値を人々がともに受け入れていたとしても、 それらの価値をどのように調停するか、秩序づけるか、解釈するかに関し ては意見の相違がありえる。そして、こういった一連の考えを、原初状態 という思考実験を介して、互いに関連づけ、秩序づけ、より具体的なレベ ルで一つへとまとめあげたものが正義構想である。ロールズが行っている のは、社会を、自由で平等な市民間の協働の公正なシステムとして捉える ならば、市民のあいだで自由と平等を実現するために適している正義構想 とはどのようなものかを明らかにすることだといえる。そして、このよう な作業が、政治的な領域内で完結されたうえで提示されるのが、正義の政 治的構想である。この正義の政治的構想は、自由で平等かつ理に適って合 理的な市民が互いに理に適って受け入れることのできる政治的価値20のみ から構成されることになる。と、同時に自由と平等という抽象的なレベル よりは、より具体的なものとして提示する21というのが、ロールズの試み

¹⁹ この点については (Pogge 2007, 170-174) 参照。

²⁰ ロールズは、政治的価値 political ideas についてはこのように述べている。「a. 自由で平等であると見なされている市民たちが共有している (し得る) ものである。b. それらは、いかなる特定の完全に (もしくば部分的に) 包括的教説をも前提していない」(PL、176; R、141)。

²¹ とはいえ、正義構想に含まれている正義原理が実現されているといえるために

ていることであるといえる。

政治的/包括的の区別が導入されたことにより明確化されたのは、 人々には政治的価値を支持している市民としての観点と、包括的教説の価値を支持している個人、という二つの観点があるということである。そして、人々は、個人としては自らの包括的教説を真理として通常信じている。だた、ロールズは、正義の政治的構想に関しては、それが、真なるものとしてではなく、市民たちのあいだで、政治的に理に適っているものとして理に適った包括的教説から支持されているのならば、それは、政治的な領域において政治権力を正当化するという目的のためには、十分だとしている。

私がイントロダクションで述べたように、公共的理由においては、包括的教説に基づいた真理 truth もしくは正しさ right は、市民としての市民に向けられた政治的に理に適っていること politically reasonable にとってかわられる。これは、全員が自由で平等な市民として共有できるような政治的な推論の基盤を確立するためには必要な措置である。我々は、政治的・社会的制度(政治的・社会的な世界の基礎構造のための)の公共的な正当化を求めているのだから、我々は人々を市民としてとらえている。(CP, 607)

ここで、各々の理に適った包括的教説から理に適っているとして支持されているとはどのようなことかというと、いかなる包括的教説からも独立に、 正義の政治的構想が基本的な考えから組み立てられた後に、それぞれの包 括的教説の観点から正義構想に関して反照的均衡が成立し、重なり合う合

は、どのような社会制度が適切なのかなど、正義構想をどのように解釈するかに関しては、意見の相違があり得る。正義構想は、自由・平等・公正などの価値のレベルよりは具体的かもしれないが、抽象的な原理のレベルものではあるとはいえる。

意が成立しているということである。そして、正義の政治的構想における 政治的価値が、それぞれの包括的教説の他の価値とどのように関連づけら れるのか、どのように根拠づけられるかはそれぞれの包括的教説に委ねら れることになる。

また、ロールズは、重なり合う合意を構成する諸見解として、体系だった理に適った包括的教説だけではなく、必ずしも体系だった包括的教説ではないような見解についても言及している。このような見解には、政治的な正義構想に含まれている政治的価値と両立可能であるような、非政治的な価値が緩やかなかたちで含まれている。多くの人は、自由・平等などの価値を支持しながらも、必ずしも体系的な道徳的・宗教的教説を支持しているわけではないが、このような人々も正義の政治的構想に関して重なり合う合意を構成しているという(PL、155)。正義の政治的構想は、異なる理に適った包括的教説を支持している人々、そして、必ずしも体系だった包括的教説を有していない人々ともに共通に支持できるものである。

そして、政治権力の行使・社会制度の公共的正当化は、いかなる包括的教説も前提とせずに、互いに市民として理に適って受け入れているような理由・価値だけに訴えて、政治的領域を超え出ることない範囲で行われなければならない。そのことが、市民が、市民としての義務 duty of civility (自分たちが支持する社会制度・政策は、互いに理に適って受け入れることのできる公共的理由に基づいていることを示すことができなければならないという義務) (PL, 217) を尊重しリベラルな正統性の原理を満たすことになり、そして、互いの理に適った包括的教説を尊重することにもなるのである。

そのような議論 [政治的価値のみに基づいて行われるような政治的な 議論] は、浅いものであるように思われるかもしれない。自分の見解 がそれに依拠していると信じているようなもっとも基本的な根拠を提 示しないからである。しかし、他の市民に対して負っている市民とし ての義務を考えるならば、それに従うべきもっともな理由がある。結局のところ、他の市民も議論が不完全だという感覚を共有しているのである。とはいえ、他の人々は異なる包括的教説を支持しており、異なる根拠が説明から省かれていると思っているのだから、異なる理由に基づいてそう感じているのではあるが。しかし、このような方法のみによって、そして、民主的社会における政治は、我々が完全な真理と見なしているものによっては導かれ得ないのだということを受け入れることによってのみ、我々は、正統性の原理によってあらわされている理念を実現することができる。すなわち、全員が理に適って是認することを期待できるような理由に照らして、他の人々と政治的に生きるという理念である。(PL、242-243)

4-2. 第二の解釈に対して指摘されていた問題点

前節では、第二の解釈の問題点を二つ指摘した。それらの問題点を、 第三の解釈はどのように回避することができるのか確認したい。

まず第一の問題点として、理に適っている人々とそうでない人々をどのように区別するのか、「理に適っていること」の基準をどのように定めるのかということがあった。前節の解釈においては、現実の社会において人々が持っている非合理的な観点を排除するために「理に適っていること」の基準が導入されていた。そのうえで、そのような理に適った観点であれば、正義の領域に限定するのであれば、最低限の自由の価値などを含む正義構想について同意できるだろう。したがって、そのような正義構想が公共的正当化の基礎となりえるという議論であった。これに対しては、では、どのように理に適っているとされる人々とそうでない人々を区別するのかという問題点が指摘できると述べた。では、本節の解釈だと、その問題点に対してどのように答えることができるのか。

ロールズの問題設定においては、理想化された秩序だった社会の人々は、理に適っており合理的だとされる。そして、ロールズの議論において

は理に適っていることには次の二つのことが含意されているということが 明示されている。①まず、互いに理に適って受け入れることのできる社会 的協働の条件に従いたいと思っているという道徳的な要素である。②次に、 判断の負荷を受け入れているという認識的な要素である(PL,54-55)。ロ ールズの議論においては、そもそも、理に適っていることにこの二つの要 素が含意されていることによって、強制的な政治権力の行使に関してリベ ラルな正統性の原理、つまり、それぞれに理に適った観点が受け入れるこ とができるかたちでの、公共的正当化が求められることになるといえる。

リベラルな正統性の原理の要求に関して生じる問題は、人々が自らの包括的教説を真理だと思っているのならば、なぜ、それをもとにした政治権力の行使を他の人々に課すことを控えねばならないのかということがある。ある包括的教説を支持し、それが真理であり正しいと信じている人は、それを根拠に社会制度が構築されるべきであり、自らの利益のためだけではなく、不偏的な観点から見てもそれが望ましい社会の在り方だと考えるだろう。例えば、自らが信じる包括的な宗教的教説が真理だと考える人々は、それを根拠にして政治権力を行使した方が、全てのひとのためになると考えるはずである。

だが、なぜ、そもそも、リベラルな正統性の原理が要請されるのか。これに対しては、理に適っていることの二つの要素がその答えとなる。まず、ロールズの議論における市民は、互いに理に適って受け入れることのできる条件に従って互いに協働したいと思っているような人々である。そして、同時に判断の負荷の帰結を受け入れる用意がある人々でもある。つまり、自分が支持するものとは異なる包括的教説であっても、それが、違った状況に置かれた立場からの理性の行使の結果であることを尊重する。そのため、政治権力の行使にあたって、互いの理に適った包括的教説を尊重するために次が要請されることを受け入れるのである。ある見解についてそれが真であるとの信念を持つことは個人的な観点からは正当化されても、それを公共的に正当化することは不可能であることを受け入れて、政

治的な議論の領域においては、その真理に訴えることは控えなければならないというものである²²。そのため、他の人がそれを支持してないにも関わらず、自分の支持する包括的教説を根拠にして、他の人々に政治権力を行使することは理に適っていないことを認めるのである。

理に適っているとされる教説は数多くあるので、基本的な政治的な問いが問題になっている時に、自分が真理だとすることを、他の人はそうは考えていないのに強く主張する者は、そうすることができる政治権力持っている際に、ただ自らの信念を強要しているように見える。もちろん、自らの信念を主張する者は、それだけが真理なのだと主張しているのである。自分の信念を強要するのは、それが自分の信念だからではなく、それが真理だからであるという。しかし、これは、全ての人が同じように主張できることなのである。[……] まとめると、理に適った人格は、他の人々に対して何が理に適って正当化可能であるかに関しては、判断の負荷が制限を設けることを理解し、何らかのかたちの良心と思想の自由を是認するのである。政治権力を持っていたり、政治権力を他の人々と共有していようとも、理に適っていないわけではない包括的見解を抑えつけるために、それを使用することは理に適っていないのである。(PL,61)

第二の解釈に対する二つ目の問題点は、正の領域において、人々が一 致できる価値があるというのはそれほど確かか、善の領域の理に適った多

²² これは、市民が自らの包括的教説を偽であると思っているわけではないし、包括的教説が真であることを知り得ないという懐疑主義でもない。「我々が自らの信念について確信をもつべきでない、ましてや懐疑的であるべきと論じているのではない」(PL, 63)。また、政治的リベラリズムと真理をめぐる問題については(Clarke 1999)、(Quong 2011, Chapter 8)、(Nagel 1987)を参照。

元性が避けられないのと同様に、正の領域も理に適った多元性があるのではないか。そうであるならば、法・社会制度の公共的正当化はうまくいくのかという批判であった。これに対して第三の解釈はどのように応答できるのかというと、そもそもロールズが重視しているのは正/善の区別ではなくて、政治的/包括的の区別である。そして、定義上、政治的な正義構想というのは人々が共有している「協働の公正なシステムとしての社会」などの基本的な直観的な考えから構成されている。そのため、それに含まれている政治的価値がそれぞれの包括的教説の他の価値とどのように関わりあうか、どのように根拠づけられるかをめぐる不一致はあったとしても、それは、まず自由、平等、公正などの価値は共有したうえでの不一致である。そのため、公共的正当化の基礎になりえる正義構想については、人々は共有できている²³。

見てきたように、政治権力の公共的正当化が要請されるというのは、ロールズのように理に適った人格像を前提としているからこそ生じる問題だといえる。そして、その公共的正当化はどのような仕方で可能なのか、というのが扱われていた問いである。そして、ロールズの政治的リベラリズムにおいて問題にされていたのは、公共的正当化の基礎となりうるような価値をそもそも共有できるかではなく、公共的正当化が成立するためには、政治的な領域で完結するような正当化が提供されるべきだということである。リベラルな秩序だった社会が成立するためには、包括的教説に直接訴えるのではなく、政治的構想を一度経由して、互いに共有できる価値のレベルで議論するという道徳的な態度、実践が求められるという主張だったのである。

²³ この点は、(Quong 2011, Chapter 7)も指摘している。

おわりに

これまでの議論をまとめると、政治的リベラリズムとは、政治的な領域で完結するリベラリズムであるといえる。そして、ロールズがリベラリズムということで、意味しているのは、人々に基本的自由を保障しそれを優先するということだけではなく、互いを自由で平等な市民として尊重するにあたって、政治的な領域に関しては、互いに理に適って受け入れることのできる価値のレベルの範囲で政治権力の行使を正当化するということも含まれている。

『政治的リベラリズム』におけるロールズの問題設定というのは極めて限定的である。『正義論』におけるようにリベラルな正義構想を正当化するのではなく、リベラルな秩序だった社会という理想化された社会を描き、その概念はそもそも整合的なのか、という問いを扱っている。そして、理にかなった人々の間でも、多様な理に適った包括的教説が併存することは避けられない以上、すべての人々が包括的な仕方で正しいとされる正義構想について一致することはあり得ない。そこで、政治的な領域で完結するような、政治的リベラリズムであれば、リベラルな秩序だった社会は可能であるとした。その問いの背景には、リベラルな秩序だった社会は可能であるとした。その問いの背景には、リベラルな社会では、人々の価値観はどんどん多様化していく、そういった中でいかにして共通の価値の地平を見出しながら、ともに社会制度について議論し、そして支持できる社会を維持することが難しいか、という問題意識がある。そして、理想化された社会の話ではあるが、そのような社会は不可能ではないことを示している。

文献表

Clarke, S. R. 1999. "Contractarianism, Liberal Neutrality, and Epistemology." *Political Studies* 47 (4): 627–642.

Cohen, J. 2009. "Truth and Public Reason." Philosophy & Public Affairs 37 (1):2–42.

- Estlund, D. 2009. *Democratic Authority: A Philosophical Framework*. Princeton University Press.
- Estlund, D. 2012. "The Truth in Political Liberalism." In J. Elkins and A. Norris (eds.) *Truth and Democracy*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Gaus, G. F. 1996. Justificatory Liberalism: An Essay on Epistemology and Political Theory. New York: Oxford University Press.
- Gaus, G. F. 2003. Contemporary Theories of Liberalism: Public Reason as a Post-enlightenment Project. London: SAGE.
- Gaus, G. F. 2010. "Coercion, Ownership, and the Redistributive State: Justificatory Liberalism's Classical Tilt." *Social Philosophy and Policy* 27 (1): 233–275.
- Larmore, C. 1990. "Political liberalism." Political Theory 18 (3): 339-360.
- Larmore, C. 1999. "The Moral Basis of Political Liberalism." *The Journal of Philosophy* 96 (12): 599–625.
- Nagel, T. 1987. "Moral Conflict and Political Legitimacy." Philosophy & Public Affairs 16 (3): 215–240.
- Pogge, T. W. 2007. John Rawls: His Life and Theory of Justice. New York: Oxford University Press.
- Quong, J. 2011. Liberalism Without Perfection. Oxford: Oxford University Press.
- Vallier, K. 2018. "Public Justification." In Edward N. Zalta (ed.) The Stanford Encyclopedia of Philosophy (Spring 2018 edition). https://plato.stanford.edu/ archives/spr2018/entries/justification-public/
- 花形恵梨子 2015「『政治的リベラリズム』の問い:理に適った多元主義のもとでの秩序だった社会」慶應義塾大学倫理学研究会『エティカ』第8号、137-160頁。

(はながた・えりこ 慶應義塾大学文学部非常勤講師)

Political Liberalism and Legitimacy

Eriko HANAGATA

In this article, I offer an interpretation of Rawls's *Political Liberalism* (PL) by focusing on the often overlooked fact that its subject is the political legitimacy of coercive political power, rather than justice. Rawls's political liberalism is among the liberalisms which center their claims on the requirement of the public justification of political power. After examining two interpretations of PL and demonstrating that they are problematic, I claim that the question which PL attempts to answer is whether a liberal well-ordered society is possible. The idea that the use of political power must be based on true and right grounds has been widely accepted. However, a consensus on a conception of justice, which is derived from a comprehensive doctrine, is impossible under reasonable pluralism. Thus, only a political conception of justice that does not overstep the domain of the political, and is solely constructed from political values that all free, equal, rational, and reasonable citizens could reasonably accept in a democratic society can be the basis of public justification of political power. A well-ordered liberal society is only possible under a liberalism which is limited to the domain of the political.